

京都市告示第248号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成22年10月18日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

| 路線名 | 区 間 | 旧 新 別 | 延 長 | 敷地の幅員 |
|---------|------------------|-------------|--------------|--------------|
| 久世104号線 | 南区久世上久世町454番地地先内 | 旧 | メートル 3.80 | メートル 6.07 |
| | | 新 | 3.60 | 6.06 ~ 11.90 |
| 中久世緯1号線 | 南区久世上久世町454番地地先内 | 旧 | 20.20 | 5.89 ~ 5.91 |
| | | 新 | 20.20 | 5.93 ~ 6.10 |

(建設局土木管理部道路明示課)